

【重要論点 民法（総則・物権）】（月曜日 6 時限）

星野 豊

講義のねらい

民法のうち、総則及び物権（但し、担保物権については、債権と一緒に扱うことを予定している）の両分野における「重要論点」とされるものを解説する。

総則及び物権（特に物権総論）については、やや抽象度が高い議論が行われる分野であるため、できる限り具体的な事例を基に解説することを心がけるが、概念の定義や制度趣旨について確実に理解し、条文を正確に確認することを勧める。

講義の内容・スケジュール

前期において総則を扱い、後期において物権について扱う。

基本的な予定は次のとおりであるが、取り扱う論点について詳細に説明する必要性が生ずることによって、臨時に変更ないし順延することもありうる。

なお、授業の進行については、原則として対面とオンラインとを併用して行うこととするが、個別の事情あるいは全体的な状況により、変更することがありうる。また、授業中に意見や解釈を求めることがあるため、積極的に参加されたい。

《前期》

- ① 私法体系の中の民法、民法と特別法
- ② 民法の一般条項
- ③ 行為能力・制限能力者制度
- ④ 法人と団体
- ⑤ 物と経済的価値
- ⑥ 法律行為の概念、公序良俗違反
- ⑦ 法律行為の瑕疵
- ⑧ 代理
- ⑨ 無効・取消
- ⑩ 期間計算
- ⑪ 時効
- ⑫⑬ （予備日）

《後期》

- ① 物権の概念・慣習上の物権
- ② 物権変動と対抗要件
- ③ 占有権
- ④ 所有権の概念
- ⑤ 相隣関係、付合・混和・加工
- ⑥ 共有・合有・総有
- ⑦ 用益物権
- ⑧ 担保物権の概念
- ⑨ 留置権、先取特権、質権
- ⑩ 抵当権
- ⑪ 非典型担保
- ⑫ （予備日）

教科書等

各自が気の合う教科書を用いれば足りるので、特定の教科書を指定することはしない。但し、せっかく買った本はきちんと読むことを強く勧める。

六法は、携帯していれば便利なが多いが、ウェブ上の条文サイトを使いこなすことができれば、むしろ将来はその方が役に立つ。